

三豊市公立中学校夜間学級  
設置基本方針(案)



令和3（2021）年9月

三豊市教育委員会



# 検討委員会報告書 <目 次>

<b>I</b>	<b>三豊市における公立中学校夜間学級の設置について</b>	
1	公立夜間中学の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	三豊市における公立中学校夜間学級の取組・在り方検討委員会について・・・	P 1
<b>II</b>	<b>公立夜間中学とは</b>	
1	公立夜間中学の一例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	全国の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	公立夜間中学に係る設置・運営上の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4	三豊市が設置する公立中学校夜間学級の在り方に係る検討内容について・・・	P 3
<b>III</b>	<b>公立中学校夜間中学に対するニーズ調査について</b>	
1	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
2	アンケートの実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3	調査票・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	配付枚数・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
5	調査スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
6	調査結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
<b>IV</b>	<b>三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿の設置方針</b>	
1	だれ一人置き去りにしない、生徒が主役の多様性を尊重する、三豊の夜間中学	P 6
2	公立中学校夜間学級の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点	
	(1) 生徒一人ひとりの夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくり	P 7
	(2) 生徒だれ一人置き去りにしない、安心して学べる学校教育の環境整備・・・	P 8
3	公立中学校夜間学級設置校について・・・・・・・・	P 9
4	三豊市における公立中学校夜間学級関連計画・・・・・・・・	P 11

## V 三豊市における公立中学校夜間学級の枠組み

1	入学対象	P 12
2	開設年次	P 12
3	設置形態	P 12
4	学校規模	P 12
5	設置場所	P 12
6	修業年限	P 12
7	入学時期	P 13
8	編入学対応	P 13

## VI 三豊市における公立中学校夜間学級と各種団体との今後の連携

1	関係機関との連携	P 14
2	継続的な改善への取組	P 16
3	研修体制の整備と他の市立中学校への理念の普及	P 16
4	市民への周知	P 16

## VII その他

1	他市町からの夜間学級に入学を希望する際の覚書	P 17
2	三豊市公立中学校夜間学級開設に向けてのスケジュール	P 18
3	＜参考：夜間中学の設置促進等に係る政府の計画等、三豊市における計画＞	P 19
4	会議の開催日程、検討内容	P 20
5	三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会設置要綱	P 21
6	三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会会議規定	P 24
7	三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会 委員名簿	P 26
	附属資料編	P 27

# I 三豊市における公立中学校夜間学級の設置について

## 1 公立夜間中学の経緯

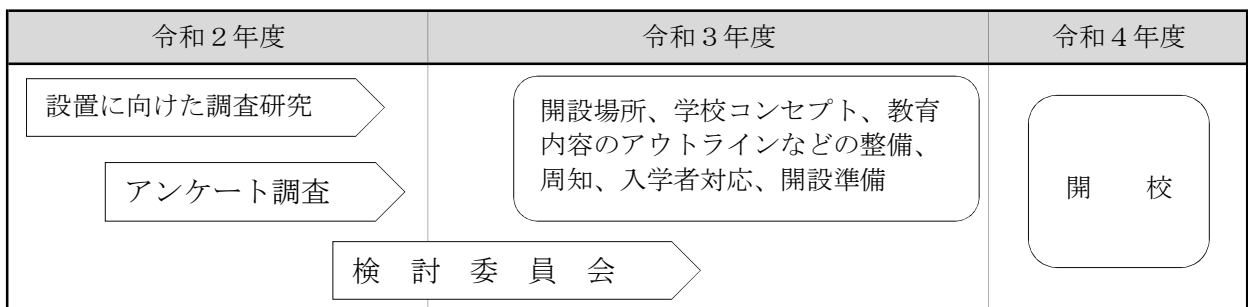
- ・公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由で昼間に就学できなかった方々への学び直しの場として昭和20年代初頭に生まれたものです。
- ・近年は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や本国で義務教育を受けていない外国籍の方などの義務教育を受ける機会を実質的に保証する役割も期待されています。
- ・こうした状況の中で、平成28年12月に「教育機会確保法」が成立し、すべての地方公共団体で公立夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられることになっております。
- ・これを受けて、文部科学省においては、全政令市及び全都道府県に最低1校の公立夜間中学を設置する方針を掲げています。

## 2 三豊市における公立中学校夜間学級の取組・在り方検討委員会について

### (1) 三豊市における公立中学校夜間学級についての取組検討状況

- ・令和2年度市長施政方針において「学びの場」という点から、文部科学省が進めている「夜間中学」の設立に向けても検討に入りたいと考えております。との方針を打ち出しております。
- ・これを受けて香川県と協議を行い、県が実施した夜間中学に関するアンケート調査を参考に三豊市において令和2年11月1日から令和2年12月28日までの2ヶ月間のアンケート調査を行い、その結果を踏まえて検討委員会を立上げて議論を進めていくことになりました。
- ・令和3年度市長施政方針において、昨年から度々、議員の皆様とも協議させていただいた「夜間中学」については、令和4年4月の開校をめざすと表明を行いました。

### ★公立中学校夜間学級開設に向けたスケジュール



### (2) 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会の位置づけ

- ・公立中学校夜間学級には多様な生徒の入学が想定されることから、生徒の対象となりうる方々を支援している有識者や学識経験者などの方々に当該会議に参加いただき、三豊市が設置する公立中学校夜間学級で配慮すべき事項などについてご意見をいただき、令和4年4月開校に向けて進めて行きます。



○ 全国の状況のまとめ

- ◆ 学校は小規模校が多く、教職員の規模は全体で14名程度
- ◆ 在籍者の8割は外国籍生徒
- ◆ 在籍者の年齢層は、日本国籍在籍者においては、比較的高齢層が多いが、どの年代も一定程度在籍しています
- ◆ 入学希望理由は、日本国籍と外国籍では異なります
- ◆ 卒業生の6割程度は、高校進学や就職につながっています

### 3 公立夜間中学に係る設置・運営上の工夫

(1) 公立夜間中学は、地域の実情や学校の目的に応じて以下のような幅があります。

通常の中学校に近い形	↔	柔軟な体制をとる形
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、昼間の中学校をベースとした学習</li> <li>・ 日本語が不安な生徒については、授業についていける日本語力を身に付けてからの入学を推奨</li> </ul>	教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年は存在しているが、授業はすべて習熟度別授業（小学校課程の内容含む）</li> <li>・ 日本語指導が特に必要な生徒については、特別なカリキュラムを編成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修業年限は3年で、原則的には3年経ったら卒業</li> </ul>	修業年限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修業年限は原則3年であるが、本人の希望に応じて9年まで在籍可</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中2や中3からの入学は認めない（全員1年生から）</li> </ul>	編入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中2や中3からの入学は可能</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学は4月のみ</li> </ul>	入学時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時入学</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的入学のハードルが高く、入学後も高いモチベーションが必要</li> <li>・ 生徒の出席率は高い</li> <li>・ 在籍状況が安定しているため、年間の学習計画が立てやすい</li> </ul>	想定される特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的入学しやすく、学習継続もしやすい</li> <li>・ 生徒の出席率は比較的低い</li> <li>・ 生徒の入れ替わりが多く、年間の学習計画は立てにくい</li> </ul>

⇒ 公立夜間中学の設置にあたっては、学校に求められる役割を整理することが重要

### 4 三豊市が設置する公立中学校夜間学級の在り方に係る検討内容について

#### (1) 三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿

三豊市教育委員会がおこなったアンケートなども踏まえながら、三豊市が設置する公立中学夜間学級にもとめられる役割や目指す姿について検討しました。

#### (2) 上記目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点

三豊市が設置する公立中学夜間学級の役割を踏まえて、どのような考え方に基づいて学校づくりを進めるべきか、この学校においては、どのような取り組みが必要なのかについて検討しました。

### Ⅲ 公立中学校夜間中学に対するニーズ調査について

三豊市教育委員会では、公立中学校夜間中学の検討を進めるに当たって、入学可能性のある方などに対し、関係機関のご協力のもと令和2(2020)年11月～12月にアンケートを実施いたしました。

#### 1 目的

- 公立夜間中学に入学可能性のある方の人数把握
- 公立夜間中学に期待する内容の把握

#### 2 アンケートの実施方法

##### (1) アンケート配布先

- ・各支所(6支所)
- ・教育センター
- ・社会福祉協議会
- ・福祉事務所
- ・民生児童委員会
- ・各隣保館
- ・公民館地区館
- ・商工会
- ・老人クラブ連合会
- ・国際交流協会
- ・観光交流局
- ・市内監理団体
- ・市内企業

##### (2) 調査方法

- ・料金受取人払い郵便はがきを投函
- ・インターネットを通じて回答

#### 3 調査票(7ヵ国版)

日本語版、ベトナム語版、中国語版、カンボジア語版、ミャンマー語版  
インドネシア語版、英語版

#### 4 配付枚数

日本語	1,158枚	カンボジア語	115枚
中国語	215枚	英語	110枚
ベトナム語	202枚	インドネシア語	91枚
ミャンマー語	189枚	合計	2,080枚

#### 5 調査スケジュール

- ① 事前協力依頼 (9月下旬～10月中旬)
- ② 本調査 (11月1日～12月28日)
- ③ 結果集計 (1月4日～1月21日)
- ④ 結果周知 (1月下旬)

## 6 調査結果概要

- ① あなたは、夜間中学で学んでみたいと思いますか？または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか？（複数回答あり）

※( )は外国人 (人)

1 自分が学んでみたい	105
2 身近にいる	35
3 思いつく人がいる/団体などがある	18
小 計	158
4 学びたいと思わないし、まわりにもいない	153
合 計	311

回収率：13.3%

- ①の質問で「1 自分が学んでみたい」と回答した人の内訳

- ②あなたが夜間中学で学びたい理由を教えてください。

※( )は外国人 (人)

1 中学校を卒業していないから	4 (3)
2 中学校を卒業したが、学び直したいから	11 (4)
3 外国人であり、日本語や知識・技能を学びたいから	89 (89)
4 その他	1 (1)
合 計	105 (97)

- 夜間中学で学んでみたい理由は「外国人であり、日本語や知識・技能を学びたいから」が、多数を占め、次いで「中学校を卒業したが、学び直したいから」であった。

- ③あなたの住所地はどの町ですか？

※( )は外国人 (人)

高瀬町	14 (14)	三野町	13 (12)	詫間町	47 (44)	財田町	0 0
山本町	4 (3)	豊中町	25 (22)	仁尾町	2 (2)	合計	105 (97)

- ④もし、三豊市に夜間中学ができる場合、どの町にできれば、あなたは通うことができそうですか？（複数回答あり）

※( )は外国人 (人)

高瀬町	14 (14)	三野町	18 (15)	詫間町	46 (44)	財田町	0 0
山本町	4 (3)	豊中町	25 (22)	仁尾町	5 (3)	合計	112 (101)

- 回答のうち外国人回答が占める割合は90.2%であり、そのうち詫間町と回答した割合は43.6%である。



## IV 三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿の設置方針

### 1 『だれ一人置き去りにしない、生徒が主役の多様性を尊重する、三豊の夜間中学』

三豊市においては、様々な理由で学齢期において十分に学ぶことができず、また、その後も学ぶ力を身に付ける機会を得られず、困難を抱えながら生活をしている方がいます。

また、三豊市の夜間学級は、様々なニーズを持った多様な生徒が在籍することが想定されます。

以上のことから入学が想定される誰もが安心して学びの主役となり、一人ひとりの夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくりを進めていきます。

#### ■ 各層ごとの入学ニーズ

##### ○ 高年者層（戦後の混乱期等で義務教育を未修了の方を含む）

- ① 小学校、中学校の勉強をやり直したい
- ② 社会的な基礎知識を身に付けたい
- ③ 読み書きを覚えたい

##### ○ 若者等の世代（主に不登校等様々な理由で十分に通えなかった方）

- ① 小学校、中学校の勉強をやり直したい
- ④ 高校等への進学や就職をしたい
- ⑤ 人間関係作りがうまくなりたい

##### ○ 外国籍層（本国も含めて、義務教育を修了していない方、学び直しが必要な方等）

- ④ 高校等への進学や就職をしたい
- ⑥ 日本の文化や社会を理解したい
- ⑦ 日本語での学習に適用できるようになりたい
- ⑧ 日本語の読み書きをできるようになりたい

#### ● 教育機会確保法第3条第4号中に示された基本理念

- ① 義務教育未修了者本人の意思を尊重した教育であること。
- ② その人の能力に応じた教育であること。
- ③ その人が社会において自律的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるような教育であること。
- ④ 教育水準の維持向上が図れること。

## 2 公立中学校夜間学級の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点

### (1) 生徒一人ひとりの夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくり

入学対象となる各層から希望の高かったニーズや在り方検討委員会での意見を踏まえ、次の基本的な考え方にに基づき学校づくりを進めていきます。

#### ア 共に学びあいながら、多様性を尊重します

国籍や年齢などの多様な生徒が在籍できるという特徴を生かし、生徒も教職員も共に学びあいながら、お互いの多様性を尊重します。

#### イ 小学校の学習を含めた学び直しを実現します

授業時間や授業内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じた学び直しを実現します。

#### ウ 基礎・基本を大切にし、実社会で生きる「学ぶ力」を育みます

ICT※1をはじめ、様々な学習教材を活用し、学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、実社会で生きる「学ぶ力」を育みます。

#### エ 自己表現力の機会を大切にし、学ぶ喜びと自信につながるよう支援します

教師が生徒の可能性を信じ、学習による伸びを積極的に認めるとともに、言語活動や芸術活動等の自己表現の機会を大切にし、生徒自身が自己の成長を実感することで学ぶ喜びと自信につながるよう支援します。

#### オ 日本語に不安のある生徒に対して、日本語指導を行います

日本語に不安のある生徒が、日本語での教科指導や学校生活に適應できるよう、日本語指導を行います。

#### カ 体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます

学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できることなどを意識した学習やソーシャル・スキル・トレーニング※2の手法を用いた学習など体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます。

---

※1 ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）

SNS上でのやり取り、メールでのコミュニケーション、オンラインでショッピング、人同士のコミュニケーションを手助けしたり、「IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法に関する考え方。

※2 SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）

社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身に付ける訓練。

## (2) 生徒だれ一人置き去りにしない、安心して学べる学校教育の環境整備

入学ニーズをもつ方々の高年者層、若者等の世代、外国籍層の誰もが、安心して学べるよう、次の基本的な考え方にに基づき学校づくりを進めていきます。

### ア 少人数支援体制を充実します

学習する教科等によっては、習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を導入したりするなど、教科担当の教員だけでなく、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組みます。

### イ 学習支援体制を充実します

学びのサポーターや各種ボランティアと積極的に連携するなどして、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組みます。

### ウ 教育相談体制を充実します

養護教諭を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備し、専門家の支援を受けながら、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組みます。

### エ 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮します

学びのセーフティネットの役割が求められることから、身体的事情で学校生活を断念することが無いよう、施設・設備の配慮を検討するほか、経済的事情で学校生活を断念することが無いよう、学校行事や教材を工夫するなど生徒が負担する費用の低廉化への配慮に加え、就学支援に類する経済的支援の実施についても検討してまいります。また、給食等の提供についても検討してまいります。

### オ 外国籍生徒の日本語や日本文化への不安に配慮します

日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に応じた複数の授業を実施するとともに、日本の学校生活に関する相談などにおいて、適宜通訳等を活用できるような支援体制づくりに取り組みます。

## ● 教育機会確保法等に関する基本指針

- ① 個々の生徒のニーズを踏まえ、生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができること。
- ② その教育課程には小学校段階の内容を含んでもよい。
- ③ その教育課程において必要な日本語指導の充実を図る。

### 3 公立中学校夜間学級設置校

#### (1) 三豊市立中学校校舎状況

##### 【普通教室など】

専用

学校名	高瀬中	三野津中	豊中中	詫間中	仁尾中	和光中
職員室候補	3F書視準備室	3F修礼室	2F倉庫	1F多目的	1F資料室	3F生徒会室
教室 1	1F交流会議室	3F相談室 3	3F総合	1F少人数①	1F総合	3Fパソコン
教室 2	3F多目的活動室	3F資料室	3F礼法室	1F少人数②	2F総合	3F多目的
教室 3	3F視聴覚室	3F学習 ICT	無	1F少人数③	3F総合	3F視聴覚準備
教室 4	3F書道教室	3F少人数ICT	無	1F小人数④	無	無
玄関	専用	専用	共用	専用	共用	共用
下駄箱等	専用	専用	共用	専用	共用	共用

- 職員室、普通教室については、夜間学級教職員、生徒の専用的なスペースがあれば理想だが現実問題として空き教室がないのが現状です。このため、技能教室等を共用しながら夜間学級の教室として使用を検討しています。但し、詫間中学については、職員室、普通教室として使用できる教室が4教室あります。
- 各中学校の理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、保健室、相談室等は1F～3Fにあり、昼間の授業、部活動に使用しています。夜間学級の生徒には、これらの状況等を加味しながら共用施設としての利用を考えています。

##### 【ユニバーサルデザイン施設など】

ユニバーサルデザイン対応

学校名	高瀬中	三野津中	豊中中	詫間中	仁尾中	和光中
障害者用トイレ	1F2F3F	1F	1F	1F	1F2F3F	無
エレベーター	有	無	無	有	有	無
救急搬送	北消防3分	北消防10分	北消防10分	第3分署10分	第3分署10分	第2分署10分

- 『安心して学べる場』が必要であることからの調査結果です。

##### 【体育施設の使用状況】

専用

学校名	高瀬中	三野津中	豊中中	詫間中	仁尾中	和光中
体育館	月は部活無	水は部活無	水は部活無	月は部活無	水は部活無	水は部活無
運動場	月は部活無	水は部活無	水は部活無	月は部活無	水は部活無	水は部活無

- 体育館、運動場を使用する部活動については、各学校とも毎週1回のノー部活デーを設定しています。但し部活動終了後、どの体育館も一般開放していることから、利用調整が必要です。

##### 【通学】

安心して学べる場

学校名	高瀬中	三野津中	豊中中	詫間中	仁尾中	和光中
JR電車	0.9km徒歩13.5分	1.4km徒歩21分	1km徒歩15分	4km徒歩60分	6.5km徒歩98分	4.3km徒歩65分
バス接続	登○下×	登○下×	登○下×	登○下×	登○下×	登○下×
駐車場	有(共用)	有(共用)	有(共用)	有(共用)	有(共用)	校内無
駐輪場	有(共用)	有(共用)	有(共用)	有(共用)	有(共用)	有(共用)

- JR電車については、本数は少ないものの他市町からの受入れ、駅から学校までの距離を考慮する必要があります。
- 三豊市コミュニティバスについては、始業時間については、JR、バスとの連動で通学は可能だが授業終了時にはコミュニティバスは運行していません。このことから学校から駅までの通学支援を検討する必要があります。
- 駐車場、駐輪場については、共用で使用可能です。但し、1校の駐車場は学校の外部にあります。

## (2) 三豊市における公立中学校夜間学級設置校について

令和3年5月21日に開催された第2回三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会において、高瀬中学校と詫間中学校の2校が候補校となり、書面決議により設置校を決定することになりました。

全委員（委員長を除く12名）より書面決議書が提出され結果は以下のとおりです。

### 1 設置校として望ましい学校

三豊市立高瀬中学校 12票

三豊市立詫間中学校 0票

### 2 選択した理由

- ・市の中心部に位置し、通学に便利であること。 6件
- ・交通の利便性が良い。 9件
- ・これまでの利点を考えた上で、校舎も新しく良いと思った。 1件
- ・ユニバーサルデザイン施設が設置されており、安心して学べる場となっている。 1件
- ・市役所と近く連携がとりやすいように感じる。 1件

No.	理 由	市の中心部に位置し通学に便利であること	交通の利便性が良い	その他
1	交通の利便性		●	
2	市の中心部にあるため	●		
3	様々な属性や居住地の方が通学する可能性を踏まえ、利便性の高さを考慮し、JR最寄り駅から近い高瀬中学校が望ましいと考えます。		●	
4	JR駅が近く、地理的に優位性が高い		●	
5	通学の利便性は優先すべき条件だと考えるから		●	
6	市の中心であり市内全域から通学しやすい	●		
7	市の中心に位置しており、通学に際しても利便性が良いと考える	●		
8	これまでの利点を考えた上で、校舎も新しく良いと思った。			●
9	通学の利便性		●	
10	JR等市内全域から通学しやすい		●	
11	ユニバーサルデザイン施設が設置されており、安心して学べる場となっている			●
12	市の中心である	●		
13	市の中心であり市内全域から通学しやすい	●		
14	JRを利用する場合徒歩通学が可能		●	
15	交通（JR、国道、県道など）の利便性が良いこと		●	
16	市の中心部に位置し、通学に便利であること	●		
17	交通的な面での利便性		●	
18	市役所本所と近く連携がとりやすいように感じる			●

## 4 三豊市における公立中学校夜間学級関連計画

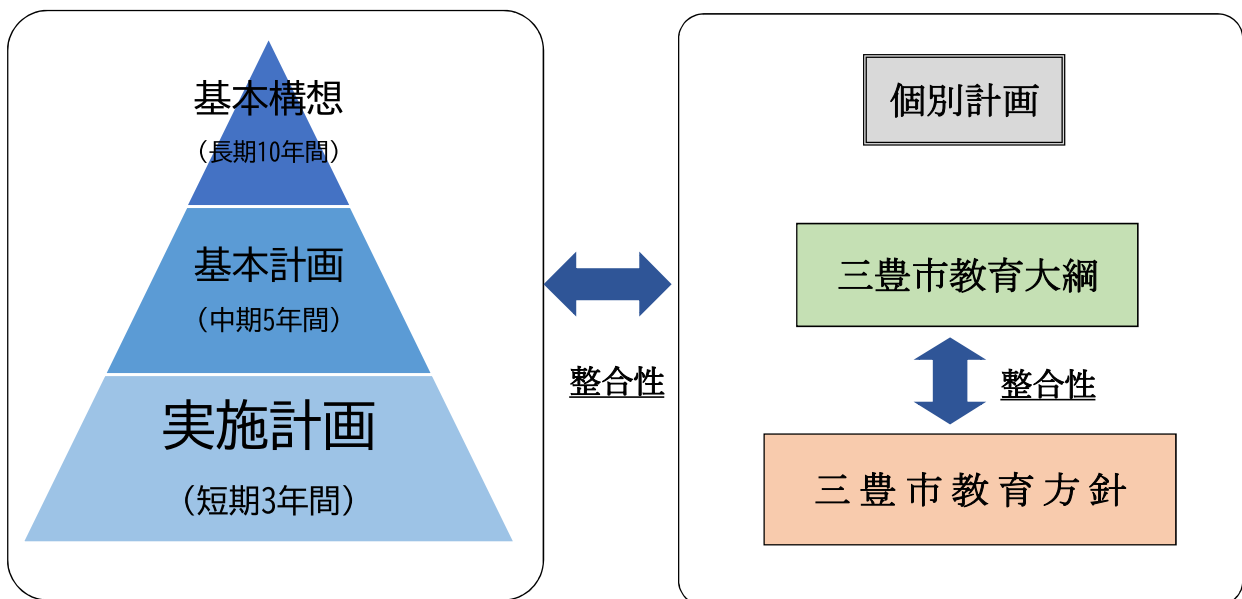
### <計画の位置付けについて>

○ 三豊市の各種計画との関係



三豊市の総合計画である「One MITOYO ～心つながる豊かさ実感都市～」の基本的な方向性に沿って策定する個別計画です。

公立中学校夜間学級の設置においては、教育基本法や教育機会確保法などの関係法令の他、「三豊市教育大綱」、「三豊市教育方針」などの三豊市の関連計画とも整合性を図って進めてまいります。

#### 三豊市第2次総合計画



SDGs関連目標と本計画の主な関連は下表のとおりです

<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

※ 総合計画：地方自治法第96条第2項の規定に基づき市町村が自主的な判断により策定する計画。

※ 個別計画：総合計画の方向性に沿って策定する各分野における計画。

※ 教育大綱：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3号に基づき策定。

※ 教育方針：教育基本法第1条、第2条に基づく市の教育方針。

※ SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。三豊市は令和2年度「SDGs未来都市」に選定されました。

## V 三豊市における公立中学校夜間学級の枠組み

### 1 入学対象

以下の要件を満たす人を入学対象とします。

- (1) 学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人  
ただし、学齢期の生徒を受け入れる不登校特例校申請については、現在文部科学省へ申請中である。
- (2) 中学校を卒業していない人、または卒業しても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかった人（国籍は、日本国籍、外国籍を問わない）
- (3) 原則三豊市内に在勤、在住する人  
ただし、香川県教育委員会事務局との連携のもと、他市町からの受入れについても調整を行う。
- (4) その他学校長が入学を認めるもの

### 2 開設年次

令和4年4月

### 3 設置形態

既存中学校に開設する「二部学級」として設置します。

### 4 学校規模

市内設置中学校の利用可能な教室数、また、全国の夜間中学の在籍者数の平均が54名であることなどを踏まえ、学校規模は1学年1学級とします。

### 5 設置場所

市内全域からのアクセスが便利であること、校舎がユニバーサルデザインであり、大幅な施設改修が不要であることや、現在活用可能なスペースが有り、早期開設が可能であることなどを勘案して三豊市立高瀬中学校の校舎の一部を活用して開設します。

### 6 修業年限

修業年限は、通常の中学校と同じく3年ですが、全国に開設している夜間中学の例からも、じっくり学ぶことを望むニーズが確認され、また、小学校からの学び直しを希望する方の夜間中学でもあることから、原則として最長9年までの在籍を可能とします。

## 7 入学時期

既に開設している夜間中学については、4月入学だけの学校と年度途中の入学を認めている学校とがあるが、柔軟な入学制度が理想であることから年度途中の入学についても可能とします。但し、施設規模、教員の確保の問題、また、年間の授業数確保の観点から、条件が整う場合は基本9月までとし、それ以降については、その都度判断を行うこととします。

## 8 編入学対応

入学時点での習熟度、学習習得状況を踏まえるとともに、高等学校等への進学や就職などを目指す生徒に適切な学びの期間を設定する観点から、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とします。



## VI 三豊市における公立中学校夜間学級と各種団体との今後の連携

### 1 関係機関との連携

以下の団体を含めて、様々な関係機関や各種団体との連携をしてまいります。

- (1) 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会 委員長 岡田 敏之  
夜間学級を併設する不登校特例校の学校長の経験を活かし、夜間学級生徒及び不登校生徒（不登校経験者を含む）の支援のあり方に関するアドバイスを適宜行ってまいります。また、日本語指導のあり方や夜間学級生徒に対する指導資料や教材の提供、あるいはそれらに関する教職員研修等について、基礎教育保障学会と連携し、必要に応じて研究者や実践者の派遣を行ってまいります。
- (2) 一般社団法人 岡山に夜間中学校をつくる会 理事長 城之内 庸仁  
全国最大規模の生徒数を有している岡山自主夜間中学の学習指導のノウハウや生徒募集をはじめとして広く三豊市民の方々に、三豊市立公立中学校夜間学級を知っていただく広報活動の助言等を連携してまいります。
- (3) 香川県教育委員会事務局  
これまで県教育委員会は、全県を対象とした夜間中学に関するニーズ調査を進めるにあたり、夜間中学の視察等により、全国にある様々な夜間中学の情報を集積しており、それらの情報を共有するとともに、他市町からの生徒の受入れに関する事項についても三豊市との連携を深めてまいります。  
また、三豊市における夜間学級の取組は、すべての人が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する人権の視点とも合致しており、今後の県内の人権・同和教育の充実のためにも情報共有を大切にしております。
- (4) 香川県子ども女性相談センター  
香川県子ども女性センターが実施する事業と夜間学級での取り組みとの連携を図り、不登校や引きこもりなどの問題を抱え支援を必要としている子ども達の福祉の向上について連携してまいります。
- (5) 香川県幼児教育スーパーバイザー  
各就学前教育施設の実態に応じた指導・助言等を行うとともに、施設設置者又は、関係団体における幼児教育推進体制の助言を行うことにより、県の就学前教育の質の向上を図り、義務教育課程児童の教育に繋げてまいります。
- (6) 香川県臨床心理士会  
県民のこころの健康と社会の健全な発展に寄与すべく、こころの専門家として関係機関（夜間学級）の取組と連携してまいります。

(7) 三豊市国際交流協会

本会は、三豊市（夜間学級）、民間団体等と連携しつつ、多くの市民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図ってまいります。

(8) 三豊市民生委員児童委員協議会連合会

三豊市民生委員児童委員の職務である、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活（夜間学級）に関する相談に応じるとともに広く情報提供を行い、入学を希望する市民には助言その他の援助の在り方について連携してまいります。

(9) 三豊市老人クラブ連合会

高齢者福祉の理念に基づき、“健康・友愛・奉仕”を基本に、三豊市内各老人クラブの連携調整を図り、健康で生きがいのある生活の実現と高齢者の学びの場としての夜間学級の在り方について連携してまいります。

(10) 三豊市PTA連絡協議会

三豊市PTA連絡協議会の活動方針に基づき“健全な発達”を基本に、学びの場としての夜間学級に関する相談に応じ、助言のあり方について連携してまいります。

(11) 三豊市教育センター

教育支援センターが実施する事業との連携を図り、夜間学級への入学希望者に情報提供及び学校生活支援、進路探求学習の具体的な取り組みについて連携してまいります。

## 2 継続的な改善への取組

公立中学校夜間学級は、香川県内に初めて三豊市が設置する学級であり、主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。

そのため、開設後も各種機関・団体との連携、学校運営協議会制度などを活用し、より広範な関係者の意見を聴きながら継続的に学校の運営状況を把握し、適宜改善に向けた取り組みを進めてまいります。

## 3 研修体制の整備と他の市立中学校への理念の普及

公立中学校に勤務する教職員への研修体制を充実させるとともに、他の市立中学校教職員への夜間学級での研修機会の提供など、夜間中学の理念の普及や教職員の資質の向上に努めてまいります。

## 4 市民への周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、外国語版パンフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、夜間学級を広く理解していただくことを目的に市民への広報についても行ってまいります。

## VII その他

### 1 他市町から夜間学級に入学を希望する際の覚書

#### 覚 書

香川県に居住する者が、三豊市立高瀬中学校夜間学級（以下「夜間学級」という。）に入学することに関し、三豊市教育委員会（以下「甲」という。）と香川県〇〇市〇〇町教育委員会（以下「乙」という。）とは、下記の事項を相互に確認の上、この覚書を履行することを制約し、交換する。

#### 記

1. 乙は乙の行政区域内に住所を有する者で、夜間学級に入学を希望する者が、甲に入学許可の申請をするときには、これに乙の副申を添付するものとする。
2. 甲は、前項の規定に基づき、乙の副申を添付した入学許可の申請があったときは、これを審査し必要と認めたときは、入学を許可し、その旨乙に通知する。
3. 乙は甲からの入学の許可の通知を受けた場合は、夜間学級の運営並びに生徒の就学に必要な経費を教育負担金として、甲に負担するものとする。
4. 前項の教育負担金の額は、毎年度甲・乙協議の上、決定するものとする。
5. この覚書の履行に関する事項については、協定書を締結の上処理するものとする。
6. この覚書の変更については、甲・乙協議の上、変更できるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県三豊市教育委員会 教育長 長尾 卓也

乙 香川県〇〇市、町教育委員会 教育長 〇〇 〇〇



### 3 <参考：夜間中学の設置促進等に係る政府の計画等、三豊市における計画>

- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）
- 教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月4日閣議報告）
- 子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）
- 教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月20日閣議報告）
- 教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月24日）
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日成立）
- 文部科学大臣「基本方針」策定（平成29年3月31日）
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
- 令和2年度市長施政方針において「夜間中学」の設立に向けて検討に入ると方針を打ち出す。（令和2年2月26日）
- 三豊市において夜間中学に関するアンケート調査を実施（令和2年11月1日）
- 令和3年度市長施政方針において「夜間中学」の開校を令和4年4月に向けて目指すと表明する。（令和3年2月26日）
- 第1回 三豊市における公立中学校夜間学級在り方検討委員会開催（令和3年3月26日）
- 第2回 三豊市における公立中学校夜間学級在り方検討委員会開催（令和3年5月21日）
- 第3回 三豊市における公立中学校夜間学級在り方検討委員会開催（令和3年7月30日）
- 第4回 三豊市における公立中学校夜間学級在り方検討委員会開催（令和3年8月24日）
- 三豊市における公立中学校夜間学級在り方検討委員会報告書提出（令和3年9月10日）

#### 4 会議の開催日程、検討内容等

	日 時 等	検 討 内 容 等
第1回	令和3年3月26日（金） 14：00～ 三豊市役所内 三豊市危機管理センター 301・302会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討委員会の開催日程について</li> <li>○ 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立夜間中学の経緯</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会について</li> <li>・公立夜間中学とは</li> <li>・三豊市が設置する公立中学校夜間学級の在り方に係る検討内容について</li> </ul> </li> <li>○ その他</li> </ul>
第2回	令和3年5月21日（金） 13:30～ 三豊市役所内 三豊市危機管理センター 301・302会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿</li> <li>・公立中学校夜間学級の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点</li> <li>・公立中学校夜間学級設置校</li> </ul> </li> <li>○ ・その他</li> </ul>
第3回	令和3年7月30日（金） 13:30～ 三豊市役所内 三豊市危機管理センター 301・302会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立中学校夜間学級設置校について</li> <li>・三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿</li> <li>・公立中学校夜間学級の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点</li> <li>(1) 学習者の多様なニーズに対応するための基本的な考え方</li> <li>(2) 安心して学べる体制づくりの基本的な考え方</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級設置の枠組み</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級と各種団体との連携</li> <li>・他市町から夜間学級に入学を希望する際の覚書</li> </ul> </li> <li>○ その他</li> </ul>
第4回	令和3年8月24日（火） 13:30～ 三豊市役所内 三豊市危機管理センター 301・302会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・三豊市が設置する公立中学校夜間学級の目指す姿</li> <li>・公立中学校夜間学級の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級関連計画</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級設置の枠組み</li> <li>・三豊市における公立中学校夜間学級と各種団体との今後の連携</li> <li>・覚書</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul> </li> <li>○ その他</li> </ul>

## 5 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 夜間中学は様々な生徒の入学が想定されることから、三豊市が設置する公立中学校夜間学級（以下「公立中学校夜間学級」という。）における配慮すべき事項について、対象となりうる生徒を支援している有識者、学識経験者等から意見を聴取するため、三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公立中学校夜間学級の設置及び運営に関すること。
- (2) 公立中学校夜間学級に係る県との連携に関すること。
- (3) その他公立中学校夜間学級に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 三豊市立小学校長の代表
- (3) 三豊市立中学校長の代表
- (4) 三豊市民生委員児童委員協議会連合会の代表
- (5) 三豊市老人クラブ連合会の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2条の所掌事項を完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することとし、任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。



- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席（Web会議システムによる出席を含む。）をしなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名するものとする。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償等)

第7条 教育委員会は、委員に報償及び費用弁償を支給することができる。

- 2 前条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して報償及び費用弁償を支給するものとする。
- 3 報償の額は、日額8,000円とする。ただし、会議が4時間に満たない場合は、4,000円とする。
- 4 報償及び費用弁償の支給は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

## 6 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会会議規程

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会設置要綱（令和3年三豊市教育委員会告示第1号）に定めるもののほか、三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

- (1) 会議の審議等の内容が三豊市情報公開条例（平成18年三豊市条例第11号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められるとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるとき。

(会議開催の事前公表)

第3条 会議を開催する場合は、あらかじめ、会議開催予定を市の掲示場、ホームページ等で公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに公表するよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴については、三豊市教育委員会傍聴規則（平成18年三豊市教育委員会規則第4号）の例による。

(議事録の作成)

第5条 会議については、議事録を作成しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 公開された会議の議事録の写しは、公表に努めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

7 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
◎ 岡田 敏之	同志社大学教職課程指導相談室アドバイザー
○ 城之内 庸仁	一般社団法人 岡山に夜間中学校をつくる会 理事長
原田 智	香川県教育委員会事務局義務教育課課長
高倉 和弘	香川県教育委員会事務局人権・同和教育課課長
濱野 圭司	
増本 一浩	香川県子ども女性相談センター所長
佐久良 恵都子	香川県幼児教育スーパーバイザー
豊島 佳津子	香川県臨床心理士会会長
千秋 久宣	三豊市立中学校校長会代表
萬亀 弘吉	三豊市立小学校校長会代表
稲田 覚	三豊市国際交流協会会長
前田 昭文	三豊市民生委員児童委員協議会連合会会長
藤川 泰文	三豊市老人クラブ連合会会長
真鍋 貴臣	三豊市PTA連絡協議会代表

(以上13名、敬称略)

※ ◎:委員長、○副委員長

# 附属資料編

三豊市における公立夜間中学の在り方検討委員会配布資料

## 附属資料 1

夜間中学の設置・充実に向けて…………… P 28

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」抜粋)

## 附属資料 2

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律…………… P 31

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」)

## 附属資料 3

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針  
(概要)…………… P 32

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」)

## 附属資料 4

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の  
学級編成及び教職定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（概要）…………… P 33

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」)

## 附属資料 5

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について…………… P 34

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」)

## 附属資料 6

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等（概要）…………… P 36

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）」)

■本手引きの趣旨■

中学校夜間学級は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に敷設された学級です。この手引きでは、各地方公共団体においては、夜間中学の設置に向けた検討が進むよう、また、すでに設置されている地方公共団体においては、夜間中学での一層の希望者の受入れや指導の向上等が図られるよう、各種のデータを掲載するとともに、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介しています。

<これを実現するための法改正>

- ・平成 28 年 12 月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- ・平成 29 年 3 月 義務教育費国庫負担法改正
- ・平成 30 年 6 月 第3期教育振興基本計画閣議決定

1、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに基本指針策定



以下、法律と基本指針に基づき、夜間中学の設置・充実に係る国及び地方公共団体の責務等について整理

<p><b>①地方公共団体における就学の機会の提供等(第14条)</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間中学を新たに設置すること</li> <li>・夜間中学を既に設置している場合は受け入れる対象生徒の拡大をはかること</li> <li>・全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されることを目指すこと</li> </ul>
<p><b>②協議会の設置(第15条)</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第15条においては都道府県及び当該都道府県内の市町村は第14条に基づき実施する措置に係る事務について都道府県及び市町村間の役割分担に関する協議や連絡調整を行うための協議会を組織することができる。</li> </ul> <p>●<b>構成員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事及び都道府県教育委員会</li> <li>・当該都道府県内の区域内の市町村長及び市町村教育委員会</li> <li>・学齢期を経過したもの等(夜間中学入学者に対する支援活動を行う民間団体、その他県、市町村が認める者)</li> </ul> <p>●<b>協議会で協議等を行う内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期</li> <li>・夜間中学の対象者</li> <li>・他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部負担</li> <li>・各公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置</li> <li>・広域行政を担う都道府県が果たすべき役割</li> <li>・いわゆる自主夜間中学等への支援</li> </ul> <p>●<b>協議会の設置については、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が期待される。</b></p>
<p><b>③広報・相談体制の整備等</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、テレビ、ラジオ等を積極的に活用する。</li> <li>・入学希望者の周辺にいる家族や友人、支援者などに夜間中学を知ってもらい広報活動を展開することも有効である。</li> <li>・小学校、中学校、高校の昼間部と連携して、学校関係者への認知率を高める必要性も挙げられる。</li> <li>・地方公共団体においては、夜間中学に係る窓口を設け適時適切に案内できるよう相談体制を設け都道府県と市町村や自主夜間中学と連携することが必要である。</li> </ul>

## 2、夜間中学の現状

項目	内容
1 設置の状況	【平成30年度現在】8都道府県25市区に31校
2 生徒の状況	【男】585名 【女】1,102名 【合計】1,687名
3 在籍生徒数	【第1学年】289名 【第2学年】521名 【第3学年】877名 【合計】1,687名
4 卒業後の状況	【高等学校進学】155名 【就職】60名 【その他】129名
5 入学要件・時期	・中学校を卒業していない人、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮により中学校を卒業した者 ・設置されている都道府県内、設置市町村在住者が主である。
6 教育課程・指導上の工夫	・夜間中学における教育課程特例導入状況は既に導入している、導入予定、導入検討中がほとんどである。 ※年齢、経験又は勤務の状況等の実情に応じた特別の教育課程、小学校段階の各教科等の内容の一部も取り扱うことができる。
7 経済的支援・給食	・ほとんどの市区が就学援助に類する経済的支援を行っている。給食費については、実費を徴収、無償が半々である。

## 3、夜間中学設置のニーズ

夜間中学
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間中学については義務教育を修了しないまま学齢期を超過した者も教育機会の提供を行うとともに義務教育を受ける機会を実質的に保障するため</li> <li>・不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で中学校で学びなおすことを希望する者</li> <li>・外国籍の者についても国際人権規約等を踏まえ日本国籍の者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保するため。</li> </ul>

夜間中学の入学希望者やそれらの者の入学のニーズを把握するための工夫



### ①入学希望者（潜在的）

項目	内容
1 義務教育未修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年国勢調査によると少なくとも約12万8,000人</li> <li>・12万8,000人という「未就学者」の人数は「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」の人数であり「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や「中学校を中退した者の数」は含まれていないため、義務教育未修了者は実際にはより多くの人数に上ると考えられる。</li> <li>・これらの「未就学者」の中には夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数いると考えられる。</li> </ul> <p>※香川県はこの「未就学者」が全国で7番目に少ない。899名</p>
2 入学希望既卒者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会は入学希望既卒者があつたときは入学希望理由や既に卒業した中学校での就学状況について本人及び卒業した中学校の設置者に確認し入学の可否を総合的に検討する。</li> </ul>
3 不登校となっている学齢生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数⇒約13万4,000人 中学校生徒の33人に1人である。</li> <li>・不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保する観点から本人の希望を尊重した上で、夜間中学において受け入れることも可能である旨を教育委員会等に通知（平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長通知）</li> <li>・平成29年7月に実施した調査において夜間中学に通う学齢生徒の存在は確認されていないが夜間中学を設置する自治体の中には不登校となっている学齢生徒の受け入れを検討している自治体もある。</li> </ul>
4 卒業後の状況外国籍の者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.6末現在、公立学校に在籍する外国人児童生徒は約8万6,000人</li> <li>⇒在留外国人の中で義務教育を十分に受けられなかった者が夜間中学等を通じて本人の社会的・経済的自立につながるとともに、我が国の社会の安定・発展につながる。</li> <li>・全国の自主夜間中学=25、識字講座等の数=1,505</li> </ul>

### ②ニーズの把握及び広報

- ・はがきアンケート調査や福祉関係者・外国人支援者等にヒアリングを実施することが有効である。



## 4、設置・運営上の工夫等

<b>① 設置形態</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・現在設置されているのは全て市区立の夜間中学である。地域内のニーズの状況によっては都道府県立の夜間中学を設置することにより広域に存在する入学希望者を受け入れすることができる。</li><li>・都道府県で設置する場合は定時制高校と夜間中学の併設型中高一貫校として開設することができる。この場合、中学と高校の教職員に兼務発令し、高校の教員がその専門性を生かし夜間中学で授業を行う工夫も有効である。</li></ul>
<b>②設置場所</b>
<p>基本的には二部授業学級である。(廃校になった校舎を利用しての分校方式もある。)</p> <p><b>※1 学校教育法施行令</b> 第25条 市町村の教育委員会は当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときはその旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。 <u>五 二部授業を行おうとするとき。</u></p> <p><b>○施設の改修等については、国庫補助の対象になりえます。</b> (※夜間中学についても、昼間の中学校と同様に、新築・増築等を行う際その費用の一部を国庫負担又は補助することとしています。)</p>
<b>③教職員の配置・研修等</b>
<p><b>●市区町村立の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・義務標準法に基づき学級編成及び教職員の算定が行われる。市町村立学校職員給与負担法に基づき県が2/3、国が1/3</li></ul> <p><b>●都道府県立の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・H29年3月に義務教育費国庫負担法が改正され上記と同様になった。</li></ul> <p><b>●教職員の研修等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・独立行政法人教職員支援機構が日本語指導法等を主な内容とした実践的な指導者養成を行っています。</li><li>・夜間中学に通う多様な生徒の実情に等に対応するため、学習指導等に当たる教員以外にも夜間中学専任の教頭や養護教諭を配置するなどをして生徒が安心して学べる教育環境の整備に努める。</li><li>・外国人生徒の受け入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、生徒の受け入れ促進や日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取り組みを支援するための「公立学校における帰国・外国人生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施している。これにより母語が分かる支援員や日本語指導補助者を設置することも可能である。</li></ul> <p><b>●教育課程・指導上の工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本的には平日の夕方から夜にかけて毎日4時間程度の授業を行う。</li></ul> <p><b>●指導上の工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・それぞれ夜間中学の対象となる者の学習歴や国籍などが異なることから、指導方法や指導体制について各学校がその実態に応じて工夫する。</li><li>・限られた時間で義務教育の目的・目標を達成するために必要な教育を行う上では一定の資質・能力が養われている場合はこの部分については省略することができる。</li><li>・年齢、学習歴、経験又は勤労の状況等に応じた特別の指導を行う必要がある場合は学校長が特別の教育課程を編成できる。</li></ul>
<b>④市町村間の経費負担の工夫</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・法第14条の趣旨を踏まえると他の市町村に当該学齢経過者の受け入れを要請するとともに当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられる</li><li>・夜間中学についても生徒数、学級数、学校数をそれぞれ交付税の測定単位としている。</li><li>・交付税の算定対象にならない経費については関係市町村で協議を重ねたうえで経費の応分の負担を考える。</li><li>・市町村をまたいでの夜間中学入学希望者については覚書を締結することが望ましい。</li></ul>

**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(概要)**

**I. 総則 (第 1 条～第 6 条)**

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

**基本理念**

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意見を尊重しつつ、年齢又は国籍にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自律的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

**国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定**

**II. 基本指針(第 7 条)**

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

**III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等 (第 8 条～第 13 条)**

**国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める**

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員・心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

**IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等 (第 14 条・第 15 条)**

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1 の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる  
 構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

**V. 教育機会の確保等に関するその他の施策 (第 16 条～第 20 条)**

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

**VI. その他**

- 1 公布日から 2 ヶ月後に施行(VIは公布日から施工)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施工後 3 年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(概要)  
(平成 29 年 3 月 3 日 文部科学大臣決定)

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会に確保等の意義・現状
- 基本指針の位置づけ
- 基本的な考え方
  - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
    - ➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
      - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
      - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
      - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
      - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮等が必要
  - ・ 夜間通学等における就学の機会の提供等
    - ➡ 設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
  - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力のある学校づくり
  - ・ 魅力あるより良い学校づくり
  - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ・ 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
  - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
    - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進等
  - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
    - ➡ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携、ICT 等を通じた支援や学校訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性等
  - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
    - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
  - ・ 設置の促進
    - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
  - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
  - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ
  - ・ 義務教育未終了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保

義務教育諸学校等の体制の充実および運営の改善を図るための  
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職定数の標準に関する法律等の  
一部を改正する法律（概要）

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員数の標準の改正
- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校共同活動」の規定整備

この改正により学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協同を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学  
校  
の  
指  
導  
・  
運  
営  
体  
制  
の  
充  
実

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設  
(児童生徒 13 人に 1 人)
- ・日本語教育に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設  
(児童生徒 18 人に 1 人)
- ・初任者研修のための基礎定数の新設（初任者 6 人に 1 人）
- ・少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの  
②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に関する経費を国庫負担  
の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等  
(学校教育法等の一部改正)
- ・学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置け、委員に「地域学校共同活動推進員」を加えるなどの規定の見直し  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・「地域学校活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校共同活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
 各指定都市教育委員会教育長  
 各都道府県知事  
 附属学校を置く各国立大学法人学長  
 小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する  
 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）」が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所管の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては、附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は前期課程又は、特別支援学校の小学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は、勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時期において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 (第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係)

## 2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特例の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

## 第2 留意事項

### 1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実需に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

### 2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法 21 条に規定する義務教育の目標を達成するうえで当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

## 夜間中学における教育課程特例について

### <趣旨>

義務教育未終了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間中学(いわゆる夜間中学) 必要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、**夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備**(学校教育法施行規則を改正)

### <概要>

- **夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。**
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ
  - ①各教科等の内容のうち、**当該学齢超過者等が各学年の過程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成**すること。
  - ②**中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができる**ものとする。
  - ③その編成にあたり、特例の教育課程を実施するために**必要な授業時数を適切に確保**するものとする。

### <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、**実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行う**こと。
- **学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第 21 条に規定)を達成する上で必要な内容により編成**すること。
- **学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断**すること。
- **昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請**を要する。

### <関係法令>

学校教育法施行規則第 58 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5

※ 本制度は平成 29 年 3 月 31 日から適用

三 豊 市 公 立 中 学 校 夜 間 学 級  
設 置 基 本 方 針 ( 案 )

- 発 行 : 令和3年9月
- 編集・発行者 : 三豊市教育委員会

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373-1

TEL 0875-73-3131 (学校教育課)

FAX 0875-73-3140 (学校教育課)

E-mail:gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp